様式第５号（第８条関係）

防災ラジオ有償譲渡申請書

年　　月　　日

高　梁　市　長　　様

申請者

住　　所

名　　称

代 表 者

電話番号

　高梁市防災ラジオの運用に関する要綱第１０条及び第１１条第１項の規定に基づき、防災ラジオの有償譲渡を申請します。

　申請者は、裏面の防災ラジオの運用に関する事項を承諾することを約します。

記

　１　申請台数　　　　　　台

２　希望する地域設定（いずれかに○をつけてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高梁地域 | 有漢地域 | 成羽地域 | 川上地域 | 備中地域 |
|  |  |  |  |  |

　３　特記事項

（　裏　面　）

防災ラジオ（戸別受信機）の運用に関する事項

○基本的事項

・防災ラジオは、防災情報伝達手段の一つとして運用します。万一の場合に備え、防災情報の入手手段の複数確保に努めてください。（CATV・メール配信サービス・インターネットなど）

・防災ラジオは、譲渡予定日を記載した通知書を送付しますので、市役所・地域局又は市の指定場所で受け取ってください。

・有償譲渡した防災ラジオは、所有者において管理してください。

・防災ラジオ（付属品を含む。）の故障や使用要領に関する問い合わせ先は、コールセンターへお願いします。

・付属の電池は半年～１年ごとに新しいものに交換してください。交換後も半年～１年ごとに新しいものに交換してください。（電池を長期間交換していない場合は液漏れによる故障の原因となります）

○機器の特性等について

・受信環境により、設置場所が窓際等に限られる場合があります。

・一般ラジオ放送（AM・FM）の機能は標準的なものであり、受信を保障するものではありません。

・防災ラジオは、文字情報を受信して音声に変換するため、読み方は平坦なものとなります。

・音声変換に伴い、固有名詞の読み方については、実際と異なる場合があります。

※上記のほか、防災ラジオの運用に関しては、高梁市が定める要綱・要領等によるものとします。